



「日本キリスト教会憲法」改正案 解説 (1)

— [前文] が語ろうとしていること —

澤 正 幸

[前文]

神は、全人類のうちから、救いのご計画に従い、あらかじめ定められた無数の人々を召し、彼らによって、世々その恩恵と真理とのすぐれて豊かなことをあらわされる。これが、活ける神の教会・聖霊の宮であって、すべてのものを、すべてのもののうちに満たしているかたが、満ちみちているところである。この集団は、全世界全時代の聖徒からなっている。これが聖なる公同の教会である。

この聖なる公同の教会は、見えない教会であるとともに、また見える教会として地上に存在する。これに属するものは、国の異同・人種の区別・階級の差異を問わない。すべて、父・子・聖霊なる唯一の神を信じ、主イエス・キリストの救いにあずかり、その信仰を告白し、御霊の導きのもとに、主の命令に従い、神の国をひろめて、みこころの成就を志すものである。

主イエス・キリストは、この聖なる公同の教会のかしらであって、天においても地においてもいっさいの権威をさずけられ、全能の父なる神の右にあって、そのからだなる教会を、み言葉とみ霊によって統治しておられる。このキリストのご支配に服し、聖なる公同の教会の本旨を実現するために、日本キリスト教会は憲法および規則を定める。

難産の末に

第40回から5回の大会にわたって憲法改正案の逐条審議が、前文の審議をもって遂に終了した瞬間、わたしの脳裏にひとつの光景が浮かびました。それは第41回、京都会館で開かれた大会でした。前文の審議が暗礁に乗り上げ、委員会が提案した前文案の否決とともに、改正案全部が流れてゆきそうな気配だったときに、員外議員席の一人の長老が「前文は第一条以下の審議終了後に決すること」を動議し、それが賛成多数で通ったので、危うかった改正案の審議は第一条に進み、ようやく軌道に乗ったのでした。あのとき、あの動議がなかったら、もしかのまま惨憺たる結果になっていたら、日本キリスト教会はこの40年、色々と研究を積み重ね、議論は盛んにやつたけれど、いざ決める段になったら何ひとつ決められなかつたと言って落胆し、恥じ入らざるを得なかつたことでしょう。すぐる大会の二日目、逐条審議を全て終えたとき、あやうく流産しかけたあのときのことを思い返して感無量でした。

今回の前文改正の意義

わたしは最近「ハンドブック・オブ・チャーチ・オブ・クリリスト・イン・ジャパン」(日本基督教会ハンドブック、1913年、宣教師協議会の出版)という英文の小冊子を見つけて意表をつかれた思いをしました。この小冊子には英文で記された旧日基の信仰告白と憲法規則が収められており、その旧日基の信仰告白と憲法規則を、わたしたちは継承しているのですが、それらは最初英文で起草されたのではないかということなのです。1890年の旧日基の信仰告白が宣教師インプリーによって英文で起草されたことはあまりに有名ですが、憲法規則よ！おまえもか、という思いです。実際、英文で憲法規則を読んだほうが日本語よりもはるかに分かりやすく意味が明瞭であるというのは、一体何を物語っているのでしょうか。

現行の憲法前文は、体裁こそ変わってきていますが、内容的には1890年の憲法の内容(見えざる教会、見ゆる教会)をほぼそのまま引き継いでいます。今回の改正では文語体を口語体にして従来の前文を継承しつつ、新しい段落を付け加えました。そのことの教会史的意義は大きいと思います。すなわち、わたしたちの日本キリスト教会は、旧日基以来の教会観を前文において継承しつつこの40年の歩みをなした結果、自らの手で新たに一つの道標を打ち立て得たと言えるのではないでしょうか。

教会のかしらキリスト

最近、中・大会の議場で聞く祈りのほとんどが、「教会のかしらイエス・キリストの父なる神よ」との呼びかけで始まるように思います。日本キリスト教会のここ40年の、教団を離脱し、中会を形成し、神学校を建て、靖国闘争をたたかってきた教会の歩みと教会政治を生み出し規定してきたのは、イエス・キリストが教会のかしらにして全世界の主であるとの告白と祈りであった。というのは過言ではないと信じます。今回の改正により、その告白と祈りが前文に書き込まれて、憲法規則に従って営まれる教会の業が、「天においても、地においてもいっさいの権威をさずけられた」教会のかしら「キリストのみ言葉とみ霊による支配に服し」つつ、それに仕えるためになされることを言い表すことが許されたことは感謝でした。憲法規則の権威はキリストのみ言葉とみ霊の権威を離れては存在しないことを、この前文によって想起させられるのです。

(前「信仰と制度」に関する委員・福岡城南教会牧師)